

芦屋町議会議長 横尾武志 殿

議会改革特別委員会

委員長 小田武人

議会改革特別委員会調査結果報告書

1. はじめに

本町議会においても、これまで議会運営の活性化、効率化など、議会の自己改革に努めてきたが、地方分権の推進に伴い、新たな視点に立った議会改革に望まなければならない。

議会は住民の代表機関であり、多様な住民意思の反映や議員の専門性向上の必要性を踏まえ、議会の組織、運営等のあり方、また議員定数など、地方分権時代において、議会としての機能を十分発揮できる議会改革を推進調査する必要があることから、平成23年9月22日に特別委員会を設置した。

本特別委員会は、設置以来、これまでに19回開催して鋭意調査、検討を重ねてきた結果、次のとおり決定したので、会議規則第77条の規定により報告するものである。

2. 特別委員会の概要

- (1) 特別委員会の名称 議会改革特別委員会
(2) 付議事項 議会改革及び活性化について
(3) 委員の定数 13名（議会議員全員）

委員長	小田武人	委員	今井保利
副委員長	辻本一夫	委員	田島憲道
委員	中西定美	委員	貝掛俊之
委員	益田美恵子	委員	妹川征男
委員	横尾武志	委員	刀根正幸
委員	松上宏幸	委員	内海猛年
委員	川上誠一		

3. 委員会活動の経過

回	開催日	協議内容
第1回	平成23年9月22日(木)	正副委員長の互選について
第2回	平成23年12月6日(火)	委員会の進め方について 当面のスケジュールについて
第3回	平成23年12月21日(水)	検討項目の選定について
第4回	平成24年4月19日(木)	検討項目の選定について (A班報告)
第5回	平成24年5月9日(水)	検討項目の選定について (B・C班報告)
第6回	平成24年5月17日(木)	検討項目の選定について (C班報告)
第7回	平成24年6月7日(木)	検討事項の決定について 検討事項の協議方法について
第8回	平成24年8月9日(木)	具体的な方策について
第9回	平成24年8月20日(月)	改革事項及び具体的な方策について 中間報告書(案)について
第10回	平成24年12月3日(月)	地方自治法の一部を改正する法律について 活性化事項の検証について スケジュールの見直しについて
第11回	平成25年2月12日(火)	予算特別委員会の設置について 検討事項の具体的な方策について
第12回	平成25年2月26日(火)	議会広報委員会設置について 検討結果の報告について (A班報告)
第13回	平成25年7月9日(火)	検討結果の報告について (B・C班報告)
第14回	平成25年8月28日(水)	議員定数について 議員報酬及び費用弁償について
第15回	平成25年11月8日(金)	検討結果の報告について (全班報告) 議員定数について
第16回	平成25年11月25日(月)	議員定数について 報酬及び費用弁償について 日曜・夜間議会について 議会報告会について
第17回	平成25年12月19日(木)	議会運営について
第18回	平成26年2月18日(火)	議会活性化のための改革事項のまとめについて
第19回	平成26年3月3日(月)	議会改革特別委員会調査結果報告書(案)について

4. 調査経過の概要

調査・研究を始めるにあたり、議会改革に関する文献等を参考にして、「議会活性化のための改革事項」について検討を行うこととした。

「議会活性化のための改革事項」としては、検討した結果、全部で281項目もの膨大な数にのぼり、この全てを調査研究していくには相当の時間と労力を要するため、検討方法として委員会を三つのワーキンググループに分け、それぞれが分担して必要なものとそうでないものを選定する作業を行った。

それぞれのワーキンググループでの検討された結果を、本委員会において協議し、調査・研究に取り組むべき事項として、追加項目も含めて134項目を決定した。

決定した134項目については、さらにワーキンググループにおいて調査・研究を重ね、本委員会で報告、協議を行い、まずは17項目について決定し、その中間報告を行った。それらの中で、具体的方策が決定したもので実行に移せるものは、平成24年9月定例会から試行を含めて実行していくこととなった。

その後も、未決定事項についての検討を行うため、委員各自による先進地への行政視察や、ワーキンググループにおいて検討を重ね、本委員会において報告、協議するという形で調査・研究を重ね、その結果として主なものを次のように決定したところである。

5. 改革事項検討結果

(1) 議会の権限に関する事項（12項目）

「議決事件の追加」については、地方自治法で規定されている15項目以外について、同法第96条第2項により、条例で追加できるとされているにもかかわらず、適切に運用されていないことから、新たに条例を制定して議決事件を追加することと決定した。

追加する議決事件は、自治法の改正によって策定義務がなくなった、芦屋町総合振興計画の基本構想について、その策定、変更又は廃止については、議会の議決事件として審議できるよう条例を制定することとした。

「行政報告を定例的に実施」については、毎定例会で長が行政報告を行うことによって、情報を住民に還元し住民の自治意識の向上に役立たせようとするもので、前の定例会以降における出来事の報告を行うよう長に求めることとした。このことについては、既に平成24年第4回定例会から実施済みである。

「専決処分への措置」については、長が専決処分を濫用した場合、議会軽視となるおそれがあるので、長が専決処分を行う場合は事前の通知を求めようとするものだが、この問題の議論の中で、通年議会の実施によって濫用が回避できるなどの意見も出たが、現状では事前の通知も通年議会も必要ではないとの結論となった。

(2) 議長に関する事項（4項目）

議長選挙の立候補制、常任委員の辞任や全ての委員会への出席、発言などについて検討を行ったが、現状どおりとすることとした。

(3) 議員に関する事項（5項目）

「議員定数」については、議員定数のあり方の論議とあわせて、本委員会に付託された議員定数13人を10人に削減するという議員提案の条例改正案について、郡内の自治体の状況や芦屋町の特殊性など鑑みた議論を重ねた結果、議員定数を12人とすることに決定し、平成25年12月定例会において修正案が可決され、次の一般選挙から適用するものとなったところである。

「議員報酬及び費用弁償」については、本委員会では結論をみることができなかつたため、今後の検討課題とした。

(4) 本会議に関する事項（8項目）

委員長報告に関して、報告書の事前配付及び質疑の活発化、また、執行機関の出席の制限などについて検討を行ったが、取り組むべき改革事項とはならなかつた。

(5) 発言に関する事項（21項目）

ここでは主に「一般質問」及び「発言」に関して、その方法及び内容などについて調査、研究を行い、主な決定内容は次のとおりである。

- ・ 一般質問では、従来は、一回目の質問では一括質問と一括答弁が行われ、その後二回目から一問一答となっている。しかし、この一括方式は自然な会話のやり方に反しており、住民感覚に即した方法で議論する必要があるとのことから、一問一答方式を取り入れることとした。当面の間は議員が選択して実施する方法とした。
- ・ 質問する場所について、一回目は登壇して行っていたが、執行部への質問を議員や傍聴人に向かって行うのは不自然であるので、議席最前列真ん中の席を固定の質問席とし、一回目の質問からこの質問席にて行うこととした。
- ・ 発言については、「発言は短く」、「断定調で発言」、「質問時間を短く簡潔に」、「質問では疑問点と提言を述べる」ことなどを取り決めた。
- ・ 動議については、緊急動議以外は、なるべく事前通告することとする。
- ・ 執行機関に対しては、検討・善処・研究などの答弁があったものは、その回答を求めることとし、また、本会議や委員会において、議員の質問等の内容の確認をする場合に限り、議長又は委員長の許可を得て、議員に対して反問することができることとした。

(6) 委員会に関する事項（13項目）

「委員長報告の充実」については、書記による朗読を改めて、委員長自身が審査結果状況も合わせて報告することとした。

「委員会傍聴」については、現在、本会議の傍聴規則は制定してあるが、委員会傍聴に関しては、この規則を準用するような形で運営してきた。しかし、傍聴者の増加など住民のニーズに合わせた運営が必要であるため、新たに委員会傍聴規程を制定することとした。

「委員会記録の全文化」については、委員会審査の状況を、できるだけ

詳細に記録するという一方で、従来どおりの要点記録とした。

(7) 予算、決算に関する事項（6項目）

「予算と決算の審査の連携」について、予算、決算については、従来は各常任委員会で審査を行っていたが、全議員による議案審査を実施しようということで、平成24年9月定例会において決算特別委員会を設置して、議案審査を試行という形で実施したが、従来どおりの形で集中審査したほうがよいとの結論となり、予算についても従来どおりの審査方法とすることに決定した。

「予算、決算に対する附帯決議の措置状況」については、必要があれば執行部に回答を求めることとした。

(8) 議会運営委員会に関する事項（10項目）

議会運営委員会において決定された事項については、遵守していくことを確認し、本委員会で新たに決定した事項や、従来からあった慣例、申し合わせ事項などを含めて、本町議会の実態にあわせた芦屋町議会運営基準を作成し、議会運営の透明性を確保することとした。

(9) 意見書、決議に関する事項（7項目）

「外交問題の意見書」については、意見書はそもそも当該団体の公益に関する事件を対象とするもので、外交問題は一般的には対象にならないとされている。ただし、特定の外交問題が当該団体の利害と直接関係あるとき、地方議会がそれを取り上げることは当該団体の「公益に関する事件」に該当するので差し支えない。外交問題の意見書が上がってきた場合は、議会運営委員会にて慎重に取り扱うこととした。

また、長に対しても自治法上には基づかないが、意見書提出ができることや、過去に可決された内容の意見書は上程しないなどの取り扱いが決定された。

(10) 請願、陳情に関する事項（6項目）

「請願の取り扱い」では、請願書には請願者の押印が必要となっていたが、署名でも受付可能とした。また、請願の内容が数項目にわたる場合で、内容が採択できる項目については、その項目をとりあげて、一部採択として採決することができることとした。

「陳情の取り扱い」では、陳情は持参されたものに限り、議会運営委員会に諮り、必要なものは委員会付託先を決定し、議案として審査することが決定された。

(11) 議会と長に関する事項（2項目）

「長辞職勧告決議でなく不信任決議での対応」については、議会が長と対立したとき、辞職勧告決議案の形で提出するのではなく、不信任決議案を提出すべきと決定された。

(12) 懲罰に関する事項（5項目）

「会期末の懲罰事犯に対する運用」については、会期末に懲罰事犯があった場合は、閉会中の継続審査として、次の会議で懲罰を科すことができ

るとした。

「懲罰特別委員会の自動設置の見直し」については、懲罰動議があった場合は、自動的に懲罰特別委員会が設置されたものとなっていたが、法的に問題があるので、他の特別委員会の設置と同様に議会議決でもって設置することとする。

また、懲罰に係る当該議員の除斥回数を一回とするなどの取り扱いが決定された。

(13) 会議録に関する事項（５項目）

会議録及び委員会録は、一般住民に写しを交付する。なお、写しの交付に要する費用は、芦屋町情報公開条例施行規則に準じて徴収するものとした。

また、発言取り消しで対立するときの議長の取り消し留保や棄権のため退席する議員の取り扱いが決定された。

(14) 傍聴に関する事項（７項目）

「傍聴の働きかけや質問内容のPR」については、今後、議会広報常任委員会の中で実施していくものとした。

「日曜議会、夜間議会等の実施」については、本委員会では結論をみることができなかつたため、今後の検討課題とした。

また、手話通訳のときの表現や議会用語をわかりやすくするなどの取り扱いが決定された。

(15) 議会広報に関する事項（７項目）

「議会広報」に関しては、芦屋町議会だよりの編集、町議会ホームページの運用に関する事、その他町議会の広報に関する事などを実施するため、平成25年3月定例会において議会広報常任委員会を設置した。

「議会報告会、懇談会の実施」については、本委員会では結論をみる事ができなかつたため、今後の検討課題とした。

(16) 議会事務局に関する事項（11項目）

職員の短期交流については、なるべく行わないよう執行機関へ求めることとした。

また、議会図書室の充実や議会運営の特異な事例や議事次第書などを早急に行っていくことが決定された。

(17) その他（５項目）

一部事務組合等議会議員は、全員協議会でその経過及び結果の報告を積極的に行うよう努めなければならないとした。

議員の資料請求の有料化及び討論の方法については、本委員会では結論をみる事ができなかつたため、今後の検討課題とした。

6. おわりに

本特別委員会での2年半にわたる調査、研究の結果、議会報告会や休日・夜間議会など、一部今後も検討すべき課題として残ったものの、議会制度の原点に一度立ち返り検討することで、議会本来の姿を再認識することができた。

住民に親しまれ、信頼される議会となるために、今後も引き続き議会改革に取り組み、政策形成、執行機関の監視といった議会機能の充実・強化を図るとともに、広報広聴体制の充実を図っていくことが不可欠である。

議会が変われば行政が変わるという自負を持ち、町民と協働し、町民の幸せにつながる町づくりを目指し、町民の負託に全力で応えることを改めて決意するものである。